

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和元年5月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名称

京都市上下水道局南部拠点整備事業

(2) 事業場所

ア 京都市南区上鳥羽鉢立町 11-3

イ 京都市南区東九条東山王町 12-1,12-3

(3) 事業内容

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づき、本件入札における落札者が特別目的会社を設立し、京都市上下水道局新庁舎の設計、建設、維持管理及び運営業務、並びに新庁舎の資産活用スペース及び現本庁舎の資産活用業務、並びに新庁舎敷地内の既存施設及び現本庁舎の既存施設の解体撤去及び整地業務等を行うもの。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日(令和元年12月を予定)から令和21年3月まで。

なお、現本庁舎においては、資産活用業務が実施できる活用期間の期限は、令和9年3月までとし、活用期間終了後速やかに設置した施設等の解体撤去及び整地を実施し、現本庁舎敷地を本市に引き渡す。ただし、本市の都合により現本庁舎の活用期間の期限を延長することが必要となった場合は、本市と事業者で協議を行うものとする。

(5) 支払条件

契約金額を施設整備等の対価及び維持管理・運営の対価に分け、次のように支払うものとする。

なお、サービス対価区分については、入札説明書「別紙 サービス対価の算出方法及び支払方法 1 サービス対価の構成」を参照すること。

ア 施設整備等の対価（サービス対価A）

(ア) 一括払分 (A-1)

サービス対価A-1（一括払分）は、施設整備等に要する費用のサービス対価の対象となる部分のうち、新庁舎の引渡しが完了した後に支払う分とし、その金額は5,380,000千円から、サービス対価A-4（現本庁舎の本館以外解体分）及びA-5（現本庁舎本館解体分）の金額を減じたものとする。

なお、施設整備等に要する費用のサービス対価の対象となる部分の消費税及び地方消費税相当額（サービス対価A-4（現本庁舎の本館以外解体分）及びA-5（現本庁舎本館解体分）に係る費用の消費税及び地方消費税相当額を除く）は、全額をサービス対価A-1（一括払分）に含むこととする。

(イ) 割賦元本分 (A-2) 及び割賦手数料分 (A-3)

サービス対価A-2（割賦元本分）及びサービス対価A-3（割賦手数料分）は、新庁舎の引渡日以降、割賦払いにより支払う。割賦払いの金額は、以下の前提で計算した金額とする。

割賦元本の総額	施設整備等に要する費用から、サービス対価A-1, A-3, A-4, A-5, 新庁舎の資産活用スペースの整備に要する費用のうち事業者の負担分及び現本庁舎の資産活用に係る整備に要する費用に相当する額を控除した金額。
支払回数	第1回の支払は令和4年5月1日から令和4年9月末日までの5箇月分相当とし、以降、10月から翌3月末及び4月から9月末の、それぞれ6箇月分相当を年2回払い、全34回払いでの支払う。
返済方法	元利均等方式
計算方法	各回の割賦元本分及び割賦手数料分を算出するにあたっては、令和4年5月1日から令和21年3月31日までの203箇月分の元利均等方式による各月の割賦元本分及び割賦手数料分を算出し、1箇月目から5箇月目の合計額を、第1回の支払額とする。第2回以後、6箇月毎の合計額を、各回の支払額として計算する。

割賦金利（年利）	基準金利+提案スプレッド（%）
基準金利	<p>本施設の引渡日の2営業日前（銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日）の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6カ月 LIBOR ベース20年物（円・円）金利スワップレート（基準日午前10時、テレレート17143ページ。）とする。ただし、基準金利がマイナスとなった場合には、基準金利を0%とする。</p> <p>なお、入札時における基準金利は、令和元年8月2日の午前10時時点のものを用いて計算すること。</p>
その他	各回における割賦手数料分の小数点以下は切り捨てとする。各回の割賦元本分の合計により生じる端数は、第1回の支払で調整する。

(ウ) 現本庁舎の本館以外の解体分(A-4)

サービス対価A-4は、施設整備等に要する費用のサービス対価の対象となる部分のうち、現本庁舎の本館以外の解体撤去に要する費用として、現本庁舎の本館以外の解体撤去が完了した後に一括払いを行う。

(エ) 現本庁舎本館解体分 (A-5)

サービス対価A-5は、施設整備等に要する費用のサービス対価の対象となる部分のうち、現本庁舎本館の解体撤去に要する費用として、現本庁舎本館の解体撤去が完了した後に一括払いを行う。

イ 維持管理・運営の対価（サービス対価B）及び維持管理・運営に係る光熱水費の対価（サービス対価C）

第1回の支払を令和4年5、6月分（2箇月分）とし、以降、3箇月ごと、事業期間中全68回払いとする。

第2回支払から第68回支払までのサービス対価は均等とする。詳細は入札説明書の記載による。

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

（電話 075-672-7728 FAX 075-682-0286）

3 入札説明書等の交付期間及び場所、入札説明会及び現地見学会の開催

（1）入札説明書等の交付期間、場所

ア 入札公告及び入札説明書

（ア）交付期間

公告の日から令和元年6月14日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

（イ）交付場所

2の場所において無償で交付する。

（ウ）本市ホームページへの掲載

入札説明書等については、本市ホームページに掲載するのでダウンロードして活用されたい。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000252692.html>

イ 要求水準書の添付資料

（ア）要求水準書の添付資料を収録したDVD-Rをア（イ）の場所において無償で貸与するので、要求水準書の添付資料の貸与を希望する者は、令和元年6月14日（金）までに（イ）及び（ウ）の要領に則り手続を行うものとする。

（イ）資料貸与申込書・守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

貸与を希望する者は、資料貸与申込書（京都市上下水道局南部拠点整備事業入札説明書様式集（以下「様式集」という） 様式1-1），守秘義務の遵守に関する誓約書（様式集 様式1-2）をア（イ）の場所に提出し、添付資料の貸与を受けること。

（ウ）貸与資料の返還

貸与を受けた者は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」で規定している返還期日までにア（イ）の場所に貸与資料を返還すること。返還が確認でき次第、様式集 様式1-1の下部「貸与資料返還確認書」の引渡しをもって添付資料の返還手続の完了とする。

（2）入札説明会及び現地見学会の開催

入札説明会及び現地見学会について、入札説明書のとおり開催する。

4 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成に関する要件

ア 代表企業、構成員及び協力会社

(ア) 入札参加者は、本事業を実施することを予定する構成員及び協力会社で構成する企業グループとする。

(イ) 入札参加者の各法人は、入札参加表明書（様式集 様式2－1）において構成員、協力会社のいずれであるかを明記すること。

(ウ) 入札参加者は、構成員の中から、代表企業を定めること。

なお、代表企業は、構成員のうち、後日設立する特別目的会社の最大の出資者であること。

(エ) 入札参加者の構成員及び協力会社が複数の提案を行うこと及び他の入札参加者の構成員又は協力会社となることは認めない。また、落札しなかった入札参加者の構成員及び協力会社が落札者の下請けとなることは禁止する。

イ 入札手続

入札参加者が本事業に応募する場合には、入札参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

ウ 構成員及び協力会社の変更

入札参加表明書により参加の意思を表明した入札参加者の構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行うこととする。

(2) 入札参加者の基本的な参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力会社は、以下の資格要件を全て満たすことが必要である。

ア 入札参加者の構成員及び協力会社の資格要件

(ア) 京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規程第20条の3第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「競争入札有資格者」という。）又は競争入札有資格者以外の者で、5(3)に規定する本事業の入札に係る第1次審査の結果通知までに平成30年1月29日付け京都市上下水道局告示第36号に定め

る資格を有するものであると認められた者であること。

- (イ) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定日までの期間において、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 関係会社の参加制限

本事業の入札に参加しようとする者で、次の(ア)～(カ)のいずれかの関係に該当する民間事業者（以下「関係会社」という。）は、同一の入札参加者として参加する場合を除き、そのうちの一者しか参加できない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- a 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、同条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、同条第15号に規定する社外取締役、同条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は共同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定め

がある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

- (d) その他業務を執行する者であって、(a)から(c)までに掲げる者に準ずる者
 - b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
 - c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (e) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ウ その他の参加不適格者
- (ア) 本事業の業務に携わっている者(アドバイザー業務受託者:本事業では三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、株式会社ユーデーコンサルタンツ、弁護士法人御堂筋法律事務所が該当)及びその関係会社
 - (イ) 京都市上下水道局南部拠点整備事業受託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員本人及び委員が属する企業及びその関係会社
- (3) 入札参加者の業務別の参加資格要件
- 入札参加者のうち、設計、建設、工事監理、維持管理、運営、資産活用、移転支援並びに解体撤去及び整地の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たさなければならない。
- ア 設計に当たる者
- 次の(ア)～(ウ)の要件を全て満たしていること。
- なお、設計に当たる者が複数いるときは、総括する者を置くものとし、総括する者は、次の(ア)から(ウ)の要件を全て満たし、その他の者は(ア)の要件を満たしていれば可とする。
- (ア) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (イ) 一級建築士の資格を有する者を管理技術者として設計業務期間中に1名配置し得ること。
- なお、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
- (ウ) 平成16年度以降に完成済みで、延べ床面積10,000m²以上の庁舎、事

務所、学校、病院若しくは福祉施設（以下「庁舎等」という。）又は商業施設の新築、改築又は増築（改築又は増築工事にあっては改築又は増築部分の延べ床面積とし、複合用途の場合は、主たる用途についての実績とする。）の基本設計及び実施設計の元請としての実績を有していること。

イ 建設に当たる者

次の(ア)～(オ)の要件を全て満たしていること。

なお、建設に当たる者が複数いるときは、総括する者を置くものとし、総括する者は、次の(ア)から(オ)の全ての要件を満たし、その他の者は(ア)、(オ)及び(カ)の要件を満たしていれば可とする。

- (ア) 建設業法に基づく建築工事業の特定建設業許可を受けている者であること。
- (イ) 入札参加者の構成員であること。
- (ウ) 建設業法に基づく「建築工事業」に係る監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）を建設業務期間に専任で1名配置し得ること（申請は3名まで可。落札者となった場合には、事業契約書（案）の規定に基づき実際に配置する技術者を通知すること。）。

なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認めない。

- (エ) 平成16年度以降に完成済みで、延べ床面積10,000m²以上の庁舎等又は商業施設の新築、改築又は増築（改築又は増築工事にあっては改築又は増築部分の延べ床面積とし、複合用途の場合は、主たる用途に供する面積とする。）の工事を施工した実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
- (オ) 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評価値が記載されており、総合審査（第2次審査）に係る書類の提出日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「建築一式」の総合評定値が950点以上であること。

なお、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が、入札参加資格確認申請日から総合審査(第2次審査)に係る書類の提出日の期間中に有効期間が終了する場合、一旦、入札参加資格確認申請日において有効なものを提出し、総合審査(第2次審査)に係る書類の提出日までに、有効となったものを提出すること。

- (カ) 建設業法に基づく「建築工事業」に係る監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）又は国家資格を有する主任技術者を建設業務期間に専任で1名配置し得ること（申請は3名まで可。落札者となった場合には、事業契約書（案）の規定に基づき実際に配置する技術者を通知すること。）。

なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認めない。

ウ 工事監理に当たる者

次の(ア)～(イ)の要件を全て満たしていること。

なお、工事監理に当たる者が複数いるときは、総括する者を置くものとし、総括する者は、次の(ア)から(イ)の全ての要件を満たし、その他の者は、(ア)及び(イ)の要件を満たしていれば可とする。

- (ア) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- (イ) 一級建築士の資格を有する者を管理技術者として工事監理業務期間中に1名配置し得ること。

なお、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

- (ウ) 平成16年度以降に完成済みで、延べ床面積10,000m²以上の庁舎等又は商業施設の新築、改築又は増築（改築又は増築工事にあっては改築又は増築部分の延べ床面積とし、複合用途の場合は、主たる用途についての実績とする。）の工事監理の元請としての実績を有していること。

- (エ) 当該工事の建設に当たる者及びその関係会社ではないこと。

エ 維持管理に当たる者

次の(ア)～(ウ)の要件を全て満たしていること。

なお、維持管理に当たる者が複数いるときは、総括する者を置くものとし、総括する者は、次の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の者は(ア)の要件を満たしていれば可とする。

(ア) 維持管理を行うに当たり、必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(イ) 平成16年度以降に延べ床面積10,000m²以上の庁舎等又は商業施設（複合用途の場合は、主たる用途に供する面積とする。）の維持管理業務の実績を有していること。

(ウ) 入札参加者の構成員であること。

オ 運営、資産活用及び移転支援に当たる者

運営、資産活用及び移転支援に当たる者が複数いるときは、総括する者を置くものとし、全ての者がそれぞれの業務を行うに当たり、必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

カ 解体撤去及び整地に当たる者

次の(ア)～(エ)の要件を全て満たしていること。

なお、解体撤去及び整地に当たる者が複数いるときは、総括する者を置くものとし、総括する者は、次の(ア)から(エ)の全ての要件を満たし、その他の者は、(ア)、(エ)及び(オ)の要件を満たしていれば可とする。

(ア) 建設業法に基づく解体工事業の特定建設業許可を受けている者であること。

(イ) 建設業法に基づく「解体工事業」に係る監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）を解体撤去及び整地業務期間に専任で1名配置し得ること（申請は3名まで可。落札者となった場合には、事業契約書（案）の規定に基づき実際に配置する技術者を通知すること。）。

なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認めない。

(ウ) 平成16年度以降に履行済みで、飛散性アスベスト（レベル1）の解体撤去の元請としての実績を有していること。

(エ) 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「解体」の総合評定値が750点以上であること。

なお、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が、入札参加資格確認申請日から総合審査(第2次審査)に係る書類の提出日の期間中に有効期間が終了する場合、一旦、入札参加資格確認申請日において有効なものを提出し、総合審査(第2次審査)に係る書類の提出日までに、有効となったものを提出すること。

(オ) 建設業法に基づく「解体工事業」に係る監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）又は国家資格を有する主任技術者を解体撤去及び整地業務期間に専任で1名配置し得ること（申請は3名まで可。落札者となった場合には、事業契約書（案）の規定に基づき実際に配置する技術者を通知すること）。

なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認めない。

5 入札参加資格確認の手続(第1次審査)

(1) 提出書類

代表企業は、第1次審査に係る提出書類を提出し、確認を受けること。

なお、第1次審査に係る提出書類の作成、提出については入札説明書等によること。

(2) 提出期間及び提出場所等

提出期間及び提出場所は、次のとおりとする。

ア 提出期間

令和元年7月8日(月)～7月12日(金)。ただし、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所

2の場所に提出すること。

ウ 提出方法

持参により提出すること。

(3) 参加資格の審査結果(第1次審査)及び公表

資格審査書類の受領後、入札参加資格確認を行い、その結果は、令和元年7月19日(金)までに代表企業に一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。また、入札参加者の名称及び代表企業の商号（法人にあっては名称）については、落札者の決定以降に公表する。

なお、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者の説明請求

入札参加資格がないと認められた者は、代表企業によって、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

ア 書面の提出期限

令和元年7月25日（木）まで。ただし、休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 書面の提出場所及び提出方法

2の場所に持参して提出すること。

ウ 回答期限及び方法

管理者は、アによる説明を求められたときは、令和元年7月29日（月）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(5) 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認めた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨代表企業に通知するものとする。

ア 規程第3条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 4に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第27条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ 上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

オ 上下水道局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行ったとき。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

カ 提案書について、提出期限までに必要事項について記載漏れのない書類を提出しなかったとき。

なお、提案書を提出しない場合は、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いと

し、競争入札参加停止措置を行う。

キ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不適当であると認めたとき。

6 入札説明書等に対する質問及び回答期限

入札説明書等に対する質問及び回答期限については、入札説明書等による。

7 総合審査(第2次審査)に係る書類の提出、入札方法等

(1) 総合審査(第2次審査)に係る書類の提出方法等

入札参加資格確認通知書により入札参加資格を認められた者は、代表企業により総合審査(第2次審査)に係る書類を令和元年9月2日(月)、3日(火)及び4日(水)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)に2の場所に持参して提出しなければならない。

総合審査(第2次審査)に係る書類の作成方法については、様式集による。

なお、提出した総合審査(第2次審査)に係る書類の変更・訂正は認めない。

(2) 入札方法等

ア 本件入札は、郵送によるものを除き、京都市電子入札システムにより行う。京都市電子入札システムによる入札は、次の(ア)又は(イ)のいずれかの方法による。

なお、入札は、代表企業となる構成員のカードで行うこと。

(ア) 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。

(イ) 入札端末機利用者カード(規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機(規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。)

イ 代表企業が入札端末機利用者カードの交付を受けていないときは、入札期間の

終了までに入札端末機利用者カードの発行の申請を行うこと（申請書交付は、実印の押印を必要とするので、注意すること。）。

ウ 落札価格は、入札金額から割賦手数料相当額を除いた額に100分の110を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に割賦手数料相当額を加算した額とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から割賦手数料相当額を除いた額に110分の100を乗じた額に、割賦手数料相当額をえた額を入札金額として記入すること。

エ 入札期間は、令和元年9月2日（月）、3日（火）及び4日（水）の午前9時から午後5時までとする。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

なお、入札書（様式集 様式3-2、3-3、3-4をいう。以下同じ。）を郵送する場合には、書留郵便とし、令和元年9月4日（水）の午後5時までに入札書を2の場所に必着させること。

オ 入札を行う者は、次の（ア）及び（イ）の方法により、入札金額に対応する入札書を提出しなければならない。

（ア） インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、入札書に代表企業の所在地、商号又は名称、代表者の氏名を記載したうえ、ワード、エクセル（Office2013で扱えること）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。）にして添付すること。（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札書を1つのファイルにして添付すること。）。

（イ） 端末機利用者の場合

入札書に代表企業の所在地、商号又は名称、代表者の氏名を記載し、封入、封かんすること。封筒表面には事業名及び開札予定日時のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

入札書の提出がない場合や入札データと入札書の金額が一致していない場合など、不備がある場合は、当該入札者の入札を無効とする。ただし、様式3-3及び3-4の不備が単に誤記等である場合で、その補正が可能と判断される場合はこの限りでない。

カ 入札者は、送信又は郵送した入札データ及び入札書の訂正又は撤回をすること

はできない（才に該当する場合を除く）。

(3) 事業費の予定価格及び貸付料の最低価格

ア 事業費（施設整備費等の対価、維持管理・運営の対価及び維持管理・運営に係る光熱水費の対価の合計をいう。）の予定価格は、次のとおりである。

16,800,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

なお、最低制限価格及び低入札調査基準価格については設定しない。

イ 本市が、落札した入札参加者が設立する特別目的会社に対し、新庁舎資産活用スペース及び現本庁舎敷地を賃貸する際の貸付料の最低価格は、次のとおりである。

2,500,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

なお、貸付料については、様式集 様式3-2に記載すること。また、落札した際、特別目的会社は入札参加者が様式3-4に記載した貸付料で賃貸借契約を締結しなければならない。

(4) 開札日時

令和元年9月5日（木）午前9時から開札を行うが、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないこと、及び貸付料が最低価格を超えていることのみを確認し、入札価格等の公表は落札者の決定以降に行う。

(5) 入札の辞退

入札参加資格があると認められた者が入札を辞退する場合については、入札説明書等による。

(6) 入札参加者の名称及び代表企業の商号については、落札者の決定後に公表する。

8 総合評価の手順及び落札者の決定

本件入札は、総合評価落札方式により行う。

なお、詳細については落札者決定基準において示す。

(1) 審査の手順及び審査項目

落札者決定基準による。

(2) 落札者の決定

落札者決定基準による。

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

(3) 入札の結果の通知及び公表

入札の結果は、落札者決定後、速やかに代表企業に文書で通知するとともに、本市ホームページへの掲載等の方法により公表する。

なお、電話等による問合せには応じない。

(4) 落札者とならなかつた理由説明の請求

落札者とならなかつた入札参加者は、落札者とならなかつた理由について、管理者に対し、書面により説明を求めることができる。

ア 書面の提出期限

落札者を決定した日の翌日から3開庁日まで。ただし、休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 書面の提出場所及び提出方法

2の場所に持参して提出すること。

ウ 回答期限及び方法

管理者は、アによる説明を求められたときは、アの提出期限の翌日から3開庁日までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

納付を要する。

入札保証金を納付する場合は、2の場所において、事前に納入通知書の交付を受け、金融機関において入札保証金を納付したうえで、領収書の原本を、入札参加資格審査結果通知日から令和元年8月30日（金）までに2の場所に持参又は郵送（配達証明付郵便）により提出するものとする。ただし、規程第17条の2第1項から同項第6号に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。この場合においては、上記の入札保証金の納付に代わる保証書等の原本を、入札参加資格審査結果通知日から令和元年8月30日（金）までに、2の場所に持参又は郵送（配達証明付郵便）により提出するものとする。

入札保証金、国債その他有価証券、入札保証保険及び入札保証の付保割合は、入札金額（消費税及び地方消費税相当額含む）の100分の5以上、金融機関と契約

保証契約の予約を締結する場合は、入札金額の施設整備に係るサービス対価（入札説明書「別紙 サービス対価の算出方法及び支払方法」に示す「サービス対価A」）の100分の30以上の金額及び新庁舎の引渡し後（令和4年5月以降）の維持管理・運営に係るサービス対価（入札説明書「別紙 サービス対価の算出方法及び支払方法」に示す「サービス対価B」及び「サービス対価C」の合計金額）の100分の10以上の金額とする。

(2) 契約保証金

納付を要する。

ア サービス対価について

保証金額は、契約金額のうち施設整備に係るサービス対価（入札説明書「別紙 サービス対価の算出方法及び支払方法」に示す「サービス対価A」）の100分の30以上の金額及び新庁舎の引渡し後（令和4年5月以降）の1事業年度の維持管理・運営に係るサービス対価（入札説明書「別紙 サービス対価の算出方法及び支払方法」に示す「サービス対価B」及び「サービス対価C」の合計金額）の100分の10以上の金額とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、事業の進捗に応じ、事業契約書（案）に定める方法により返還する。

イ 貸付料について

保証金額は、新庁舎資産活用スペース及び現本庁舎敷地に係る貸付料のそれぞれ6箇月分相当額以上の金額とする。

10 入札の無効等

- (1) 規程第12条各号に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。
- (2) 予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とする。
- (3) 貸付料の最低価格を下回る価格を記載した場合は、失格とする。

11 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものである。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 入札説明書等に定めることの他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。
- (4) 契約書の作成を要す。
- (5) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (6) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (7) 事業契約は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」）の提出が必要となる公契約であることから、事業者である特別目的会社は、契約締結後2箇月以内に事業者のうち建設業務又は維持管理業務を担当する事業者の報告書をとりまとめて提出すること。また、これらの業務の下請負者の報告書は、業務開始後に特別目的会社がとりまとめて提出すること。
- (8) 特別目的会社が、事業契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、落札業者に競争入札参加停止措置を行う。また、この場合において、落札者から入札保証金を現金又は現金に代わる担保として預かっているときは、入札保証金のうち入札金額（消費税及び地方消費税相当額含む）の100分の5に相当する額を本市に帰属するものとし、入札保証金を免除しているときには、免除に相当する入札金額（消費税及び地方消費税相当額含む）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (9) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。
- (10) 本公告に関する問合せ先 2の場所

12 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

PFI-based design, construction, maintenance and operation of the Building for Kyoto city Water Supply and Sewage Bureau Headquarters.

- (2) Time –limit for the submission of application forms and relevant documents for

the qualification:

5:00 p. m. 12 July, 2019

(3) Time-limit for the submission of tenders:

5:00 p. m. 4 September, 2019

(4) Contact point for the notice:

Contract Accounting Section, General affairs Division, Kyoto city Water Supply
and Sewage Bureau

12, Higashikujo-higashisannoch, Minami-ku, Kyoto, 601-8004, Japan

Phone: 075-672-7728

(上下水道局総務部契約会計課)